

智頭町福祉課 令和6年度会計年度任用職員の募集について

1 職種、勤務先、採用予定者数、任用期間等 下記のとおり

2 受験資格

管理栄養士免許または栄養士免許取得者 かつ 普通自動車免許取得者
町内在住者を優先

3 試験を受けられない者 地方公務員法第16条に該当する者

4 試験

(1) 日時、場所については、別途連絡します。

(2) 方法 ◇面接試験：個別面接による口述試験

◇書類審査：応募書類により志望動機、資格、経歴等

5 受験手続き及び受付期間

◎申込書は、役場福祉課（智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」内）で受領、又は町HPからダウンロードしてください。

◎申込書に必要な事項を記入し、写真を添付のうえ、管理栄養士免許証または栄養士免許証の写しを添えて役場福祉課に提出してください（郵送可）。

6 その他注意事項

受理した提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

本試験に関して収集した個人情報については、試験の選考、通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

7 申込・問合せ先

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地

智頭町役場福祉課 古谷（電話75-4101）

メール fukushi@town.chizu.lg.jp

職種（勤務場所）	資格等	業務内容	週当たり勤務時間	勤務時間	採用予定人数	報酬額	期末手当	時間外手当	社会保険
管理栄養士または栄養士（福祉課）	管理栄養士免許または栄養士免許 普通自動車免許（AT限定可）	栄養指導・栄養相談に係る業務 智頭町食生活改善推進員事務局に係る業務	35時間	原則月曜日から金曜日のうち左欄記載の週当たり勤務時間 ただし、週休日・祝日勤務等を含む時間外勤務の場合あり	1人	月額169,174円 ～214,335円	○	○	○

その他勤務条件等

任用期間	採用日の属する会計年度の末日までの期間 ※勤務実績等により再度任用する場合あり（1回まで） ※勤務年数による職員募集に対する応募制限なし ※任用後1カ月間は条件付き採用期間	休暇等	年次有給休暇 採用日より異なる （例：令和6年9月1日付採用の場合 初年度は7日） 【有給】夏季休暇・結婚休暇・子の看護休暇・忌引休暇、産前産後休暇等 【無給】育児休業制度等（※）別途取得要件あり
報酬	報酬額は、現時点における予定額（地方自治体における勤務経験年数等を勘案し、上記の範囲内で決定） 職員の給与改定による変動あり	駐車場	智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」駐車場を利用する場合は、1カ月当たり500円の駐車場協力金が必要
諸手当等	通勤費は、職員の支給基準に準じて支給 時間外勤務手当は、勤務実績に応じて支給（上の表で○の場合） 期末・勤勉手当支給月数：年4.5月 ※ただし、任用初年度は、任用期間により決定 条例規則等の改正による変動あり	社会保険等	鳥取県市町村職員共済組合に加入（健康保険）（上の表で○の場合のみ） 厚生年金保険・雇用保険加入あり（上の表で○の場合のみ） 労災保険又は公務災害補償制度あり